



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 11 月 21 日(木)

100,103,106,130,150,201

103 万円の壁 (所得税)

給与収入が年 103 万円であれば、そこから基礎控除 48 万円と給与所得控除 55 万円を引いた課税所得はゼロとなり、所得税はゼロとなります。そして、これが扶養される家族の年給与収入であれば、扶養する家族（給与収入 1095 万円以下）は自分の所得から 38 万円の扶養親族控除を差し引けませんが、103 万円を超えると、控除できなくなります。これが「103 万円の壁」です。

150 万円から 201 万円の坂 (所得税)

配偶者についても、給与年収が 103 万円を超えると、配偶者を持つ扶養者（夫または妻）は、配偶者控除を利用できなくなりますが、代わりに、配偶者特別控除が適用されます。配偶者の給与所得が 95 万円以下ならば 38 万円、さらに給与所得が 133 万円以下なら 3 万円と段階的に縮小するという制度です。収入ベースとしては、150 万円（＝95 万円＋給与所得控除 55 万円）から上限 2,014,285 円（＝133 万円＋給与所得控除 684,285 円）までとなります。

ここでは、「103 万円の壁」は解消し、「201 万円までの階段」になっています。

106 万円の壁 (社会保険)

従業員 51 人以上の事業所に勤務していて、①週労働時間が 20 時間以上、②月額賃

金が 8.8 万円以上、③2 か月を超える雇用の見込み、④学生でない、の場合、社会保険の扶養から外れ、健康保険料や年金保険料を負担する被保険者になります。これが「106 万円の壁」(社会保険)です。

130 万円の壁 (社会保険)

年収が 130 万円を超える場合には、勤務先の規模に関わらず、すべての人が社会保険の扶養から外れ、勤務先の社会保険に加入し、保険料を納付しなければなりません。なお、勤務先の社会保険に加入しなかった場合にも扶養から外れるので、国民健康保険や国民年金への加入をすることになります。

100 万円の壁 (個人住民税の非課税)

個人住民税では、一般的には、45 万円以下の所得だと所得割も均等割も非課税となります。所得 45 万円は、給与収入では 100 万円です。

給与収入が 100 万円超となると、課税所得が算定されることになり、10%税率の所得割と 5000 円の均等割等の税負担とが急に生じます。

個人住民税においては、「100 万円の壁」となります。



単純な壁の後退は所得逆進効果を伴う